

令和元年度 第4回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和元年（2019年）7月19日

日野市教育委員会

令和元年度第4回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和元年（2019年）7月19日（金）
14時01分～14時44分

開催場所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 米田 裕治 委 員 高木 健夫
委 員 西田 敦子 委 員 濱屋 浩
委 員 真野 広

欠席委員 なし

議事録署名委員 委 員 真野 広

事務局出席者 教 育 部 長 山下 義之 教 育 部 参 事 金子 龍一
教 育 部 参 事 谷川 拓也 教 育 部 参 事 志村 理恵
(兼・総務課長)
庶 務 課 長 村田 幹生 学 校 課 長 加藤 真人
ICT活用教育推進課長 青木 真一郎 教 育 支 援 課 長 高原 洋平
教育センター事務長 菅野 雅巳 生 涯 学 習 課 長 関 健史
中央公民館長 佐藤 早苗 図 書 館 長 飯倉 直子
郷土資料館長 小林 正明 学 校 課 主 幹 山口 敦子
統括指導主事 田村 孝夫

傍聴者 なし

書記 庶務課課長補佐 中村 守助
庶務課主任 馬場 康二

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

委 員

真野 広

議事録署名

教 育 長

米田 裕治

議事内容

議案

- 第14号 日野市立学校教科用図書採択要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 第15号 日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 第16号 日野市立学校学校医等の委嘱の専決処分について
- 第17号 教育委員会職員人事の専決処分について
- 第18号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について

請願審査

- 第1-4号 夢が丘小学校の保護者への対応に関する請願
- 第1-8号 言葉選びに関する請願

報告事項

- 第7号 令和元年第2回日野市議会定例会の報告
- 第8号 要綱の制定及び改廃の報告（平成31年4月～令和元年6月）
- 第9号 行政情報の公開請求

(議事の要旨)

開始 14時01分

[米田教育長]

ただいまから、令和元年度第4回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名は、真野委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案5件、請願審査2件、報告事項3件です。

会議の進め方ですが、まず請願審査を先に行い、その後、議案第14号から順次、審議を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

また、議案第18号は、公開しない会議とし、会議の最後に審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認め、まず 請願審査を行い、その後議案第14号から順次、審議を進めます。また、議案第18号は会議規則第10条の規定により、公開しない会議とし、会議の最後に審議します。

それでは、議事に入ります。

請願第1-4号・夢が丘小学校の保護者への対応に関する請願について、この請願は前回の定例会で継続審査となりました案件です。請願の概要について事務局より説明をお願いします。

○請願第1-4号 夢が丘小学校の保護者への対応に関する請願

[村田庶務課長]

議案書の15ページをご覧ください。

請願第1-4号・夢が丘小学校の保護者への対応に関する請願です。

本請願は、前回の教育委員会定例会から継続審査となっております。

継続審査となった趣旨ですが、請願の要旨からは判断ができず、請願者と学校のやり取りなどについて状況把握が必要ということでした。このため、事務局から請願代表者に対して、請願・陳情の要旨、本文の事情などを説明する文書、根拠となる資料について、提出をお願いしましたので、請願審査の参考資料として配付させていただきます。

また、事務局が夢が丘小学校の校長、副校長のヒアリングを行いましたので、この際の要点録、連絡帳の写、学校から請願者への回答文書などについても参考資料として配付させていただきます。

説明は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いいたします。

高木委員。

[高木委員]

本請願は、請願者の資料から、4月19日付の学年だより、体育着についてが事の発端であり、その後の対応をめぐる課題だということで理解をしました。4月19日以降の請願者と学校のやり取りのポイントをご説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[村田庶務課長]

請願者と学校のやり取りの経過について、ご説明します。

4月19日に学校が学年だよりで、体育着について、肌着、タイツや膝丈上の靴下は今までどおり原則として着用しません、とお知らせしました。

これについてその後、請願者からの文書で、肌着を原則として着用しないと明記している理由について質問がありました。これに対して同日、学校が文書で汗による冷えを防ぐためであること、肌着着用については各家庭によって判断をしてもらって構わない、と回答しています。

その後、請願者からの文書で、体育着の下に肌着を着用しない原則について全児童、保護者に原則変更の周知や周知の際の表現などに関してご意見がありました。これに対して同日、学校が文書で、いろいろ誤解が生じているので一度お会いしてお話をさせていただく機会をつくっていただけませんか、と回答しています。

その後、請願者が文書で、今までの質問について、明確な回答を出してほしいなどあります。これに対して同日、学校が文書により回答しています。体育着の下に肌着を着用しない原則について、学校として汗による冷えを防ぐことを優先して指導してきたこと、請願者に心配をかけたことのお詫び、肌着を身に付けて体育着を着用し授業に参加していただきたいこと、などを回答しています。

また同日、請願者のご家族と学校が面談、話し合いを行い、質問、要望等への対応について書面を作っています。この書面の中で、体育着の下に着る肌着について、家庭の判断で着てよい、学年だよりで周知する、としています。

この後4月26日、学校が学年だよりで、4月19日付の学年だより、体育着についての補足として、体育着を着る際の肌着の着用やタイツや膝丈上の靴下の着用は、本校では着用しないように指導しているところですが、事情がある場合にはその限りではありませんので担任までお申し出ください、とお知らせしています。

請願者は参考資料の中で、面談の際に作成した書面と4月26日の学年だよりに記載された文章では完全不一致な文言になった、約束を不履行にされた、としています。

以上でございます。

[米田教育長]

ほかにご質問はございませんか。濱屋委員。

[濱屋委員]

今、最後の説明のところで、請願者は、面談の際に作成した書面と4月26日の学年だよりで完全不一致な文言になったと指摘していますが、学校がこの書き方をした理由について、わかっていることがあったら教えていただけますか。

[村田庶務課長]

4月26日の学年だよりの記載内容ですが、この前段部分、体育着を着る際の肌着の着

用やタイツや膝丈上の靴下の着用は、本校では着用しないように指導しているところですが、というところですが、ここは担任の判断によるものではなく学校としての判断であることをお伝えするために記載したということです。

また後段部分、事情がある場合にはその限りではありませんので担任までお申し出ください、というところですが、これまでの請願者とのやり取りの中で、請願者からの周知の際の表現に関するご意見を勘案して、着てよいとの意味を変えずに表記だけ変更して記載したということです。文章の記載は別にしても、学校としては家庭の判断でよいという認識であり、請願者にもそのように伝えているということでもあります。以上でございます。

[米田教育長]

ほかにご質問はございませんか。

[米田教育長]

なければご意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

本請願の請願事項は具体的には2点あるわけですが、1点目の、虚偽の連絡・報告をしないとありますけれども、請願者、学校のやり取りを精査いたしますと、合意内容に基づく学校だよりの文言とはなっていない、問題はるかとは思いますが、請願者への対応を考慮した上で学校の対応であるということと考えますと、虚偽の連絡・報告とは言えないと考えております。

また、2点目の対応についてですが、今ご説明いただきました4月19日から4月26日までの経過のポイントを伺いますと、年度初めながらも学校として十分に誠意のある対応をしていると考えております。

したがって、本請願は不採択と考えます。

[米田教育長]

ほかにご意見ございますか。真野委員。

[真野委員]

ただいまの事務局よりの説明を伺いまして、請願者が虚偽の連絡であると言われている文章について、夢が丘小学校の真意が確認でき、かつ、両者は同じ認識に立っているということが確認できました。

よって、相手に伝わりにくい文章であったことは否めませんが、故意に虚偽の連絡をしているとは判断できませんでしたので、私は不採択と判断いたしました。

[米田教育長]

ほかにご意見いかがですか。濱屋委員。

[濱屋委員]

今の事務局のご説明の中で、4月26日の学年だよりを出す前の文書をもって、家庭によって判断してもらってよいということを伝えていきます。この認識は当初からもっていたものですし、その伝える文章表現としてはもっと配慮が必要だったとは思いますが、家庭の判断でよい、という認識はともに共有していたものと思われまので、虚偽であるという指摘はあたらないと考えます。

ですので、これについては不採択と考えます。

[米田教育長]

西田委員。

[西田委員]

学校と保護者との話し合いで、体育着の下に着る肌着について、家庭の判断で着てよい、との合意がなされましたが、学校だよりにそのような記述がなされなかったので、請願者に学校への不信の気持ちを抱かせてしまったことは残念に思います。しかし、学校への聴き取りによりますと、これまでの請願者とのやり取りの中で、周知の際の表現などに関するご意見を勘案して学校だよりにあのような表現になったようです。学校としては家庭の判断でよいという認識はありますし、担任も早くから文書でそのことを伝えていました。これらを考えますと、学校は故意に虚偽の文章を作成したとは考えられません。

請願2つ目の、保護者に、誠意ある対応を、についてですが、参考資料を読ませていただきますと、学校は4月以来、精一杯の誠意をもって保護者に対応していると思います。

これらを考え合わせますと、不採択にしたいと思います。

[米田教育長]

事務局からの説明にあったように、肌着のことについては家庭の判断でよいという認識はあったけれども、様々な経緯の中で、4月26日の学年だよりの表現になってしまったとのことでした。その表現については至らない部分ではありますが、虚偽の意図があったとは考えられませんので、不採択と考えます。

[米田教育長]

ほかにご意見はございませんか。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

委員の皆様の御意見としては、不採択でございますので、夢が丘小学校の保護者への対応に関する請願については、これを不採択とすることにしたいと思いますが、異議ございませんか。

《委員一同 異議なし》

[米田教育長]

異議なしとのことですので、請願第1－4号については、不採択とすることに決しました。

[米田教育長]

請願第1－8号・言葉選びに関する請願について、事務局より説明をお願いします。

○請願第1－8号 言葉選びに関する請願について

[村田庶務課長]

議案書17ページをご覧ください。

請願番号、請願第1－8号。受付年月日、令和元年7月3日。

件名、言葉選びに関する請願、でございます。

請願者の住所、氏名は、記載のとおりでございます。

次ページをお開き願います。

請願の要旨につきましては、記載のとおりでございます。

なお、本請願にあわせ、請願者から補足情報と資料が提出されておりますので、請願審査の参考資料として配付させていただきます。

説明は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いいたします。

[米田教育長]

なければ意見を伺います。濱屋委員。

[濱屋委員]

言葉から何を感じるかは人によってそれぞれですし、またその言葉が用いられる文脈によって異なるものだと思います。ただ、ここで請願者が挙げている「ご理解とご協力をお願いします」という表現は、一方的に相手を押さえつけたり、従わせたりするような高圧的な意味ではなくて、何かのお願いや要望、協力を依頼する場合に用いられるのが一般的だと理解しております。ですので、この請願については不採択と考えます。

[米田教育長]

ほかにご意見ございますか。高木委員、お願いします。

[高木委員]

請願者からの参考資料におきます使用例を見てみますと、文章の工夫の余地はあるかとは思いますが、一般的には高圧的・強制的な表現ではないと考えております。また請願事項の、配慮した言葉を使用していただく、ということについては非常に抽象的であります。以上により、本請願は不採択と考えております。

[米田教育長]

真野委員。

[真野委員]

私は、この請願事項に書かれています、教職員の言葉選びについて配慮した言葉を使用していただく、とありますが、請願内容のまず範囲が曖昧である。また、配慮した言葉に関する具体性に乏しいため、私は不採択と判断しました。

[米田教育長]

西田委員。

[西田委員]

言うまでもないのですが、人と人との良好な関係をつくっていくためにも、正しく事を伝えるためにも、言葉はとても大切です。普段何げなく使っている言葉も、これでよいかと時々振り返ってより適切な言葉を選んでいきたいと思っております。教職員から保護者に向けた言葉は、なおのこと、わかりやすく気持ちよく伝わる言葉を選ぶ努力はとても大切ですが、それを採択によって自覚を促すものではないと思っておりますので、不採択と考えます。

[米田教育長]

ご理解とご協力をお願いしたいと、素朴に使っているものなので、高圧的とか強制的とまでの表現として使っているわけではないと考えます。私は不採択と考えます。

[米田教育長]

ほかにご意見はございますか。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

委員の皆様のご意見としては、不採択でございますので、言葉選びに関する請願については、これを不採択とすることにしたいと思いますが、異議ございませんか。

《委員一同 異議なし》

[米田教育長]

異議なしとのことですので、請願第1－8号については、不採択とすることに決しました。

[米田教育長]

議案第14号・日野市立学校教科用図書採択要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第14号 日野市立学校教科用図書採択要綱の一部を改正する要綱の制定について

[加藤学校課長]

恐れ入ります。1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第14号・日野市立学校教科用図書採択要綱の一部を改正する要綱の制定について、ご説明をさせていただきます。

はじめに提案理由でございます。学校教育法の改正に基づき、要綱の一部を改正するものでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、今回の学校教育法の改正について、概要をご説明させていただきたいと思っております。今回の改正は、教育の情報化に対応し、令和2年度から実施される新学習指導要領を踏まえた主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、通常紙の教科書に代えて必要に応じてデジタル教科書を使用することができることとする等の措置をとられた法律改正でございます。

この改正に伴い、本要綱が引用しております学校教育法附則第9条に新たに第2項が加わったため、従来の第9条が第9条第1項となりました。これに伴い、本要綱について一部改正を行うものでございます。

新旧対照表でご説明をさせていただきます。

第2条第2項になります。「学校教育法附則第9条の定め」となっているものを、「学校教育法附則第9条第1項の定め」に改めるものでございます。

恐れ入ります。2ページ目にお戻りいただきたいと思います。

2ページの最下段、付則でございます。この要綱は公布日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いいたします。

[米田教育長]

なければ意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立学校教科用図書採択要綱の一部を改正する要綱の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第14号は原案のとおり可決されました。

[米田教育長]

議案第15号・日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第15号 日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱の一部を改正する要綱の制定について

[高原教育支援課長]

恐れ入ります。5ページをお開き願います。

議案第15号・日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱の一部を改正する要綱の制定について、ご説明させていただきます。

はじめに、提案理由でございます。学校教育法の改正に基づき、要綱の一部を改正するものでございます。

恐れ入ります。7ページをお開き願います。

はじめに、今回の学校教育法の改正について、概要をご説明させていただきます。

今回の改正は、教育の情報化に対応し、令和2年度から実施される新学習指導要領を踏まえた主体的で対話的な深い学びの視点からの授業改善や、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、通常紙の教科書に代えて必要に応じてデジタル教科書を使用することができることとする等の措置を講じたものでございます。

この改正に伴い、本要綱が引用する学校教育法附則第9条に新たに第2項が新設されたため、従来の第9条が第9条第1項となりました。これに伴い、本要綱について一部改正を行うものでございます。

それでは新旧対照表でご説明させていただきます。

第2条第1項第3号でございます。「学校教育法附則第9条」を「学校教育法附則第9条第1項」に改めるものでございます。

恐れ入ります。6ページにお戻りください。

付則でございます。この要綱は公布日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いいたします。

[米田教育長]

なければ意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱の一部を改正する要綱の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第15号は原案のとおり可決されました。

[米田教育長]

議案第16号・日野市立学校学校医等の委嘱の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第16号 日野市立学校学校医等の委嘱の専決処分について

[加藤学校課長]

恐れ入ります。9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第16号・日野市立学校学校医等の委嘱の専決処分について、ご説明申し上げます。

はじめに提案理由でございます。日野市立学校の学校医等の任用等に関する規則第2条に基づく学校医の委嘱について、教育委員会定例会にお諮りする時間的余裕がありませんでしたので教育長専決により委嘱を行いました。よって、これを報告し承認を求めるものでございます。

次のページ10ページをご覧くださいと思います。

上段が解嘱する学校歯科医の学校名、科別、氏名、住所。また、備考欄に解嘱の理由を記載させていただいております。

また、下段が新たに委嘱する学校歯科医の学校名、科別、氏名、住所でございます。

任期につきましては、令和元年7月1日から前任者の残任期間となります令和2年3月31日となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いいたします。

[米田教育長]

なければ意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立学校学校医等の委嘱の専決処分について、を原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第16号は原案のとおり承認されました。

[米田教育長]

議案第17号・教育委員会職員人事の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第17号 教育委員会職員人事の専決処分について

[村田庶務課長]

議案書の11ページをご覧ください。

議案第17号・教育委員会職員人事の専決処分について、ご説明いたします。

提案理由でございます。教育委員会職員に対する人事異動に伴う人事発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により人事発令を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

次ページをお開き願います。

令和元年7月1日付発令、2名。職層名、職務名、氏名等につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いいたします。

[米田教育長]

なければ意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。教育委員会職員人事の専決処分について、を原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第17号は原案のとおり承認されました。

[米田教育長]

報告事項第7号・令和元年第2回日野市議会定例会の報告、について事務局より報告をお願いします。

○報告事項第7号 令和元年第2回日野市議会定例会の報告

[村田庶務課長]

議案書19ページをご覧ください。

報告事項第7号・令和元年第2回日野市議会定例会の報告をさせていただきます。

次のページをご覧ください。

一番上、会期は、5月31日金曜日から6月18日火曜日の19日間で行いました。

その下、一般質問です。質問者23名、うち教育委員会関係は6名。質問件数は39件、うち教育委員会関係は8件で行いました。要旨等については21ページ以降の別表1のとおりでございます。

その下、議案です。市長提出議案10件、うち教育委員会に関するものは1件、また議員提出議案1件、うち教育委員会に関するものはございませんでした。

一つ目、令和元年度日野市一般会計補正予算（第2号）でございます。可決されております。

補正総額は歳入歳出とも1億7,943万1千円、うち教育費は1,826万2千円でございます。

予算総額は歳入歳出とも693億6,760万4千円、うち教育費は74億6,222万5千円でございます。内訳については24ページ別表2のとおりでございます。

なお、請願についてはございませんでした。

報告は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの報告が終了しました。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

真野委員。

[真野委員]

議案書の21ページになりますが、窪田知子議員の一般質問の中で、ESDにつきましての質疑があります。ここで出てきますESDカレンダーにつきまして、またESDの取組について、校長、教員への学習等、日野市の取組についてご説明いただければと思います。

[谷川教育部参事]

それでは、ESDのカレンダー、ESDの活動についてご説明させていただきます。

ESDは教科を横断した学習を行います。横断的に学習する教科、各教科、道徳、特別活動など枠を残し、各教科の内容や活動を関連付けた活動が進められております。

このような教科を横断した活動を展開するためには、教員が教育内容や活動を共通理解するとともに、教科間の授業の進度や方法を調整する必要があります。そのため年間の授業展開を特定のテーマに沿った視点から、教科間のつながりを表などを活用し明らかにしておくことが大切になってまいります。年間の授業展開を明らかにしておくことによって教員が見通しをもって教育活動を推進することができます。また、教員の異動や学年の入れ替わりがあっても教育の活動は推進できることから、ESDカレンダーは非常に有効であると考えております。

次にESDの、校長、教員等についての学習でございますけれども、文部科学省と日本ユネスコ委員会が作成したユネスコスクールで目指すSDGs、持続可能な開発のための教育を配布し各校に周知を図っております。

また教育委員会では、令和元年、2年度、日野市教育委員会教育研究奨励校に日野第八小学校を指定し、持続可能な社会づくりに向けた教育の推進を主体とした研究を進めてお

ります。これからの２年間に研究奨励校として実施される研修会や研究事業、研究協議を日野市内の幼稚園、小・中学校に提供していただき、市内の教員の研修の機会とさせていただいております。また、日野第八小学校の研究の成果につきましては、研究発表会や報告書などの資料を通して、教員のE S DやS D G sに関する理解を深めてまいりたいと考えております。

[米田教育長]

ほかに質問はございますか。高木委員。

[高木委員]

同じ21ページに小・中学校のトイレの改修についての質問がございますけれども、トイレ改修の進捗状況と今後の対応の考え方についてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

[村田庶務課長]

学校のトイレ改修の進捗状況と今後の対応の考え方でございます。

まず進捗状況でございます。トイレの改修率は平成30年度末で校舎70系統のうち50系統が完了しておりますので約70%の改修率です。また、洋便器の交換、洋便器率と言っておりますが、こちらは約63%となっております。

また今後の対応ですが、早期の改修に向けて取り組んでいきたいと思っております。東京都の補助金が今年度から補助率が上がっているということになっておりますので、財源の積極的な活用に向けて検討してまいります。また、全面改修だけではなくて、いわゆる簡易改修、例えば洋式便器への交換ですとか、床の改修など、こういったものについても同一に進めまして、課題の解消を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

[米田教育長]

ご質問、ご意見、よろしいでしょうか。

[米田教育長]

なければ、報告事項第7号を終了いたします。

[米田教育長]

報告事項第8号・要綱の制定及び改廃の報告（平成31年4月～令和元年6月）、について事務局より報告をお願いします。

○報告事項第8号 要綱の制定及び改廃の報告（平成31年4月～令和元年6月）

[村田庶務課長]

議案書25ページをご覧ください。

報告事項第8号・要綱の制定及び改廃の報告（平成31年4月～令和元年6月）、になります。

次ページをお開き願います。

要綱の名称、適用日、制定・改廃の内容は、記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの報告が終了しました。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

[米田教育長]

なければ、報告事項第8号を終了いたします。

[米田教育長]

報告事項第9号・行政情報の公開請求、について事務局より報告をお願いします。

○報告事項第9号 行政情報の公開請求

[村田庶務課長]

議案書27ページをご覧ください。

報告事項第9号・行政情報の公開請求、について報告をさせていただきます。

議案書の28ページから38ページをご覧ください。

請求日、決定日、請求件名、決定内容は、記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの報告が終了しました。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

[米田教育長]

なければ、報告事項第9号を終了いたします。

これより議案第18号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員は退席してください。なお、本件の終了をもって、令和元年度第4回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係職員以外退室)

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

は公開しない会議の中で審議。

[米田教育長]

以上をもちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて令和元年度第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 14時44分